

特集

アジアの児童労働と企業

香川 孝三

要約

満一四歳に達しない児童を経済的に搾取する労働はアジアの発展途上国にもっとも多く見られるが、それと企業はかかわりを持っていない。直接雇用したり、下請けを通じて児童労働を利用したり、児童によって作られる製品を利用したりしている。さらには最悪の形態の児童労働とされている児童売春において児童を商品とする例が見られる。それを改めるために企業は様々なレベルで努力している。国際使用者連盟や日本経団連での企業行動憲章の作成とその普及、国連が推進しているグローバル・コンパクトやアメリカのNGOが提唱しているSA8000への参加、個々の企業での行動規範の作成等々によって、児童労働をなくすための努力をしている。その順守は企業の任意にまかされており、強制力はないが、企業がその社会的責任を果たすために順守すべき規範となるべきである。

一 はじめに

悲惨な労働条件のもとで働く児童の存在は許されない。しかし、現実には容易になくならない。児童労働は発展途上国だけでなく先進国でも見られる。アメリカや日本でも見られる。しかし、本稿では問題をアジアの発

展途上国にしほって議論することにする。というのはアジアの児童労働はそれぞれの国の経済発展政策のなかで低コストでの生産を可能とする手段として位置づけられ、その政策の枠組みの中に組み込まれているからである。さらに毎日の生活を維持するためには、児童も働かなければならない状況になっているからである。そのためにアジアの発展途上国では児童労働を廃止することが

難しい状態になっており、それだけ深刻な問題となっているのである。

児童労働をなくすためにさまざまな機関、組織が活動をしている。そのなかでも、児童の労働力を利用しているのが企業であり、児童労働をなくすためにはその企業の動向いかんが決め手になる。そこで本稿では企業との関わりで児童労働を見てみたい。特に、日本の企業がアジア発展途上国の児童労働と関わる場合を類型化して、その類型毎の問題を検討し、その上で企業あるいはその団体がどのような対策をたてているのかを考察してみた。

ここでいう児童は、ILO一三八号条約によって発展途上国で雇用することのできない満一四歳に達しない児童を前提とする。そこで禁止される児童労働は経済的搾取を受けて危険な労働や教育の妨げとなる労働、身体上、道徳上あるいは精神的に有害となる労働に従事する場合に限定されている。したがって親の手伝いをするという教育的効果を持つ児童労働は除かれている。このように限定しても、ILOの調査によると児童労働に従事しているのは一億二〇〇〇万人にもものぼると報告されている。そのうちの六一％はアジアの児童である。

二 企業が児童労働とかわるケース

1 児童を直接雇用するケース

アジアに進出する日本の企業は多いが、その企業が児童を雇用する場合を見てみよう。進出先のアジア諸国では児童労働を禁止するために一定年齢以下の児童の雇用を禁止している。日本の企業が進出先の法律を順守するのは当然の前提であるが、それができない場合がある。それは児童自身が年齢をごまかして入社する場合である。日本の戸籍のような身分登録制度がきちんとしていないアジア発展途上国では年齢をごまかすことはありうる。農村出身であれば村長に賄賂を贈って年齢をごまかす証明書を発行してもらうことが考えられる。したがって年齢の確認には注意する必要がある。インドでは年齢が分からない児童がおり、医学的に判定して決める方法が児童雇用（禁止）法の中に定められているほどである。

児童を雇用して罰金を科せられた日本の企業の事例を一件だけ確認することができた。¹⁾ マレーシアの首都クアラルンプールの南に位置するセレンバンにある工業団地でビデオの部品製造をおこなうX企業が一九六六年、児

童と少年（雇用）法違反を理由に一万三五〇〇リングギットの罰金の支払いを治安判事に命じられた。Xは一九九〇年マレーシアに進出し、従業員二三〇〇人の大企業であった。問題となったのは①一三歳の児童を雇用したと、②少年を一日七時間を超えて労働させてはならないのに働かせたこと、③四時間労働すると三〇分の休憩を付与しなければならぬのに、それをしなかったこと、④午後八時以後働かせたことである。①に対して罰金二〇〇〇リングギット、②に対して六〇〇〇リングギット、③に対して四〇〇〇リングギット、④に対して一五〇〇リングギットで合計一万三五〇〇リングギットが科せられた。

マレーシアでは労働力が不足しており、それを補うために一四歳未満の児童を雇用することになったようである。しかし、会社としては年齢が一四歳以上であると判断して雇用したが、実際には一三歳であった。そのことに雇用してから気がついたが、温情を發揮してそのまま雇用を続けた。児童自身から雇用を続けて欲しいという要望が出され、やめさせるのは気の毒と思って温情で雇いつづけたという事情があった。ここに法律違反の意思があったと判断され、有罪とされた。さらに労働時間の規制にも違反していたことが有罪とされた根拠となっていた。

年齢をごまかされても、それに気がついた時点で雇用を終了しておれば、有罪にはならなかったであろう。一四歳になった時点で再度雇用手続をとればよかったと言えよう。年齢の確認をきちんとするのが不可欠であり、間違っていることに気がつければ、その時点で雇用終了とすべきであろう。児童が働かせて欲しいと希望しても、それはできない。せいぜい一四歳になった時点で再雇用するほかないであろう。

2 下請け企業で児童を雇用しているケース

親企業としては児童を雇用していないが、下請け企業が雇用している場合、その責任をどうとるかが問われる。別会社だから責任を負わないとは言えない状況になっている。下請け企業の製造した部品を使うのであれば、違法な児童労働によって作られた安い製品の恩恵を享受しているのだから、親企業として責任を持つ必要がある。

これで有名な事例がナイキ、リーボック、アディダスのようなスポーツ用品会社である。ナイキ自身が製造部門を持っていないために、生産を外部の企業に発注する。たとえば韓国や台湾の企業に発注している。その受注先の企業自身またはその下請けが児童を使って部品を生産した。韓国や台湾の企業は自分の国の人件費が高くなっ

てきたので、インドネシア、ベトナム等に進出して生産を開始した。そこで生産される製品は、ナイキ、リーボック、アディダスのライセンスを受けて、完成前に買い取られ、それぞれのブランド名で販売される。この場合、日本では「使用者概念の拡張」という考え方で親企業が下請けや受注先の行為に使用者として責任を負うことを認め、国際的な場面でも同じ論理が用いられている。

ナイキ、リーボック、アディダス等は下請け企業や関連企業に対しても、児童労働を用いないこと、もし用いている場合には指導をおこなうこと、それでも児童労働を用いる場合には契約を取り消すということ^②を宣言する企業行動規範を作成している。

この行動規範の問題点は三つある。一つは下請け企業や関連企業の範囲をどこまで含めるかである。連結決算の対象となる企業まで含めるといふのははっきりとしているが、範囲が狭くなる。しかし、なんらかの関連する企業を含めると範囲が広がり過ぎる可能性がある。どこで線を引くか難しいところである。二つ目は行動規範が順守されるかどうかの問題である。行動規範は法律で強制されたものではなく任意の規範であるために、それを順守するかどうかは企業側の意思にかかっている。ただ企業のイメージアップだけに利用することもありうる。

それを避けるためにはモニタリング制度をきちんと整備しておく必要がある。ILOのような国際機関やNGOによる監視制度を導入しておく、定期的にチェックすることが必要である。ナイキやリーボック等がそのような努力をしていることは分かるが、まだ不十分であるという批判がなされている^③。さらに契約を取り消すことは下請けや関連の企業の存続を危うくすることを意味するので、契約取消後の労働者の保護をどのようにするかという問題を解決する必要がある。

この行動規範は、消費者に訴えることによって企業のイメージアップをはかることができるという前提に立っている。児童労働を使わないことをメッセージとして消費者に伝えることによって、その商品の販売を向上させるというねらいがある。したがって消費者活動の弱いところでは行動規範は十分機能しない。日本は消費者活動の弱い国なので、行動規範による改善を進めにくい国の一つである。

3 児童買春者を送り出す観光業者

児童売春は最悪の児童労働の形態としてILO一八二号条約によって禁止されている。この条約でいう児童は一八歳未満を指し、日本はこの条約を批准している。

その批准前に、日本では児童買春・児童ポルノ禁止法が施行されており、この法律では海外での児童買春も処罰の対象となっている。

従来から日本の刑法でも日本人が海外で性的犯罪を犯した場合、処罰できる規定がある。ところが性的犯罪は親告罪であり、被害を受けた本人あるいは親権者・後見人が告訴する必要がある。さらに日本では性的自己決定年齢を一三歳に設定しており、一三歳以上の者との買春は同意があれば処罰されないことになっている。この二点には問題がある。告訴の期間は犯罪行為のあった日から六カ月以内とされていたが、これでは海外での性犯罪には対応するのが困難である。性犯罪行為のあった日から六カ月以内に日本の警察に告訴できるだろうか。そもそも児童買春の対象となった児童や親は、そこから収入を得ている後ろめたさから告訴を躊躇しがちであるし、日本の警察に告訴できることさえ知らないであろう。これまで告訴できたのは日本の弁護士が緊急に対応した事例⁴だけである。さらに、日本では満一三歳以上の少女・少年との買春は処罰されない可能性を持っているのは、年齢制限を考慮せざるをえない。

そこで新しい法律によって対応するのが得策であるという判断から、児童買春・児童ポルノ禁止法が制定され

た。この法律は議員立法であり、しかも与党、野党の女性議員が共同で作成に加わったためずらしい立法である。

この法律では、一八歳未満の児童との買春行為をおこなう者、児童ポルノを周旋する者、さらにその周旋を業とする者も処罰されることになった。これによって児童買春を業として周旋する観光業者は処罰されることになった。この規定は、日本国内だけでなく海外で実行された行為に対しても適用される。そこでアジア諸国での児童買春や児童ポルノの制作販売を目的とするツアーを企画誘導することは禁止される。つまり、児童買春を目的とするセックス・ツアーを企画する観光業者はこの法律に基づき、業として児童買春の周旋をおこなったとして五年以下の懲役および五〇〇万円以下の罰金を科されることになる。

児童買春や児童ポルノに関わらないことを宣言する観光業者の運動が存在する。世界旅行代理店連盟 (United Federation of Travel Agents Association) は憲章 (Child and Travel Agent's Charter) を一九九四年に制定し、それに署名する旅行代理店は、いわゆるセックス・ツーリズムによって児童買春を斡旋しないこと、さらに児童買春を希望する顧客にはそれをやめるように説得すること、また精神的肉体的に犠牲を蒙る児童を助ける組織を

支援することを宣言している。これも任意に履行することが期待されており、強制力はない。しかし、宣言によって企業イメージを高める効果がある。

4 消費者として児童労働によって作られる製品を利用するケース

取り引き先の製品でなくても、企業で必要となればその製品を購入するであろう。それが児童によって作られたものである場合、どうするか。児童によって作られた製品であれば安い値段がついている場合が多いであろう。低コストの生産や流通を目指しておれば、安いということとそれを購入するであろう。それでよいのか。

児童によって作られた製品であることを知らない場合はやむをえないかもしれない。しかし、それを知っている場合、だまって購入するのであるか。日本ではまだこの段階ではないであろうか。これは改めるべきである。しかし、日本ではまだそれを阻止する仕組みができていない。

海外を見ると、消費者として児童労働によって作られた製品の不買運動がなされている。日本ではこの運動がまだ十分に育っていない。フェア・トレード (Fair Trade) という運動が日本でもやっと定着しはじめた段

階である。これは環境基準を順守して作られた製品を取り扱う運動が主なものであるが、児童によって作られた製品を排除することまで配慮される必要性がある。

不買運動と結びついている活動の事例としてラグマーク運動 (Rugmark Movement) がある。これはドイツではじまった運動であるが、カーペット工場で働く児童がテレビで放映されたことがきっかけで、児童によって作られたカーペットを買わない運動がおこった。そうなることと児童によって作られたカーペットは売れなくなるので、工場では児童を解雇することになる。それによって児童は労働の場から解放される。しかし、それで問題は解決しない。労働の場から解放された児童はどうなるか。親元に帰っても食べていけないため、邪魔者扱いをされる。そこで再び別の労働の場に入っていく場合が多い。以前より悲惨な労働の場に入っていくこともありうる。

そこで労働の場から解放された児童に教育や職業訓練を受ける機会を提供していく必要がある。その間の生活を保障することも必要になる。つまり児童のリハビリテーションが必要になる。これを可能にするためにドイツ側とカーペット工場のある国 (インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ等) に NGO を組織して両方から資金を拠出している。つまり生産側は作った製品の値

段の数パーセントを抛金する。消費する側ではその製品を取り扱う業者が売り上げの数パーセントを抛金する。それらを合わせて児童が勉強できる学校や職業訓練施設を設立し、その運営費用を負担する。その間の生活を保障するために、寮を設立したり、奨学金制度をつくったり、給食制度を導入したりと工夫をしている。

この活動のなかで注意が必要なのは、販売されている製品が児童によって作られていないことを消費者に明確にすることである。もし児童によって作られていれば消費者を裏切ることになるからである。そこで児童によって作られていないことを示すためにラグマークをつける。製造している工場では児童が働いていないことをチェックする必要がある。そのために予告なく抜き打ちに検査を実施することが必要である。予告をすれば児童がかくされるからである。その日の児童の出勤を差し控えたり、それができない場合には、児童を物置に隠して検査が過ぎるのを待つという手段がとられる。それを避けるために抜き打ち検査が必要になる。こうしてはじめて児童が働かないように監視ができる。

しかし、そのような活動によって救済を受ける児童には限りがある。すべての児童を救済することは不可能であるが、活動を停止することはできない。この活動は継

続してこそ意味があるからである。児童労働の見られる発展途上国では出生率がいまだに高く、次々と児童労働予備軍は生み出されているのである。

日本ではまだラグマーク運動はなされていない。これには日本側で商品を輸入する会社、主に商社が乗り出すことが期待される。すでに発展途上国ではラグマーク運動の組織ができており、そこと提携して日本で運動することが可能である。ぜひこの運動が日本で定着することを期待したい。

三 企業側の対策

企業側が児童労働撲滅のためにどのような政策を採用しているかをまとめておこう。国際的レベル、日本の全国レベル、個々の企業レベルに分けてみてみよう。

1 国際的レベル

使用者団体の国際レベルの組織として国際使用者連盟 (International Organization of Employers) がある。この組織は一二二カ国の一二二六の使用者団体が加盟している。ここでは児童労働に対する基本方針を一九九八年にまとめている⁶⁾。

それによれば、児童労働をなくす必要性を企業が自覚することを強調している。先進国では児童労働は関係ないという意識があるが、先進国への輸出産業に児童が雇用されている場合があるので、これを是正して児童の権利を保護する政策実施に努めるべきことを主張している。発展途上国では児童を雇用することによって企業が利益を上げるといふ現実がある。一方児童自身も貧困のために雇用を希望し、それに応じなければ児童が生きていけないので、企業は児童を雇用することで児童を救済しているという意識がある。しかし、それを廃止することが企業の社会的責任であることを定着させることを目指している。児童は働くことによつて教育を受ける機会を失い、就労年齢に達しても未熟練労働者として低賃金で働かざるを得ない状況におかれる。その児童が大人になつて結婚して子どもができて、その子どもは貧困のために働かざるをえなくなる。これは貧困の循環と呼ばれている。それをなくすためには児童労働を廃止するとに企業が取り組むことを強調している。さらに児童を雇用しないことだけでなく、児童労働をなくすために積極的な政策を打ち出している。各国の使用者団体の取り組みべき課題を以下のように提示している。

①各国の児童労働政策の展開に影響力を行使すること

②業種別団体や中小企業の団体のためのガイドラインを作成するのを援助すること

③NGOと共同で児童の職業訓練計画を実施すること

④児童の権利について一般に認識してもらい、国の経済社会計画に取り入れていくこと

国際的な産業レベルでの動きとして、先に世界旅行代理店連盟の憲章にふれたが、それ以外に有名な事例として国際スポーツ産業連盟 (World Federation of the Sporting Goods Industry) の動きがある。これは一九九八年八月にモデル行動規範を作成し、その中で最低就労年齢に達しない児童や義務教育を終えない児童を雇用しないことを実現するための措置を講じることを定めている。これは企業倫理を果たすために制定されたが、あくまでも加盟企業が任意に履行することが期待されている規範である。

児童労働によつて作られた運動用品のなかではサッカーボールが有名である。国際サッカー連盟は使用者団体ではないが、サッカーボールを消費する組織として、国際的労働組合との間で、児童によるサッカーボール生産をおこなっている業者とはライセンス協定を結ばないことを宣言し、それをワールド・カップの試合に使わないことを労働行動規範として定めた。二〇〇二年に日韓合

同のワールド・カップでも、児童によって作られたサッカーボールは使われなかった。それだけでは児童労働がなくならないので、国際サッカー連盟は児童のリハビリテーションのためにILOが実施しているIPEC（児童労働撲滅計画）に寄付をしている。

2 日本国内の全国レベル

日本経団連が二〇〇二年五月結成されたが、その前に活動していた日経連が一九九一年九月一四日に企業行動憲章を制定した。その後、企業の不祥事が増加したことを受けて二〇〇二年一〇月二五日にそれが改正された。これは企業倫理の確立を目指している。その実行の手引きをみても、具体的に児童労働にどのように対応すべきかについての記述はない。しかし、第八項目に現地社会との協調が述べられ、その中で労働法を順守すべきことが記述されている。アジア発展途上国の労働法では一四歳あるいは一五歳未満の児童の雇用は禁止されているので、児童労働を禁止すべきことが、間接的な形で述べられていることになる。

労働基準を定めた労働法規を順守することを明記しているのは、アジア発展途上国では労働基準監督が監督官数の不足や腐敗のために十分に実施されないので、違反

行為をしても見つかりにくいこと、もし見つかったも賄賂を贈ることによって見逃してもらおう方が安上がりでコストダウンになるという判断がなされる場合があるからである。このようにアジア発展途上国の労働基準監督行政に問題があるが、そこにつけ込んで違法行為を続けることはやめるべきである。

日本経団連も国際使用者連盟に加入しているので、その方針を順守しなければならぬが、そのために積極的に児童労働をふくめた国際的労働基準に対応するべく、国連の事務総長アナン氏が提唱してはじまったグローバル・コンパクトに参加することを検討している。日本でもグローバル・コンパクトの説明会が二〇〇二年五月二一日開催されている。

これは、環境、労働、人権について基準を企業が責任ある企業市民 (Corporate Citizenship) として順守することを宣言する。この労働の分野には児童労働の禁止、強制労働の廃止、差別の禁止、結社の自由の尊重という四項目の中核的労働基準が定められている。これは一九九七年ILO総会で採択された宣言に基づいている。

グローバル・コンパクトに参加する企業は、国内に設けられたグローバル・コンパクト実施本部に年に一回どのような活動をしたか報告をする。それは国連のホー

ムページに掲載されることで企業イメージを高める効果をもっている。

3 日本国内での個々の企業レベル

日本では、個々の企業レベルでの取り組みが遅れているように思われる。

先のグローバル・コンパクトに参加する企業数は二〇〇三年四月二一日段階で世界中で七五五社であるが、日本の企業は八社だけである。日本は企業だけではないが、国際的な動きへの対応が遅いようである。意思決定に時間がかかるためもあるが、国際的な動きには慎重な態度をとっており、国際的な動きが世界の大勢となつてはじめて取り組みはじめる傾向がある。日本が国際的な舞台で指導力を発揮できない所以であろう。

アメリカのNGOである経済優先度調査会 (Council on Economic Priorities) が作成したSA8000という労働者の権利にかかわる国際的標準を定めた規範がある。これは、企業の社会的説明責任 (Social Accountability) を果たすために、児童労働禁止、強制労働廃止、結社の自由の尊重、差別の禁止、安全衛生基準の順守、最低賃金の順守等に違反して作られる製品やサービスを監視し、それらを購入することを控えて、違反行為をやめさ

せようとする運動である。⁸⁾つまり国際的に標準化された労働基準を順守することによって、良好な企業のイメージを維持して消費者を引きつけようとする運動である。国際的な労働基準を順守しているかどうかを認証する資格者を世界各地で養成しており、日本でもそのための講習会が開催されたが、これに加盟している日本の企業は二〇〇三年二月段階でまだ一社だけであった。中国、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシアでは一〇社前後が加盟していることを考えると、いかにも少ないという気がする。これも国際的な動きに一步遅れて対応している事例である。

企業行動規範の作成はどうであろうか。企業行動規範を持っている企業がどのくらいあるのか分らない。IMF・JICが企業行動規範を使用者と団体交渉あるいは労使協議にかけて合意を得る努力をしてきたが、残念ながらはまだ団交や労使協議にかけられていないために、実を結んでいない。この企業行動規範はIMFという国際的な産業別組織が提唱している運動の一つであり、それを受けてIMF・JICが日本の状況を考慮して修正した企業行動規範を進めようとしている。⁹⁾その中に児童労働の禁止が書かれているが、特徴があるのは連結決算をしている企業にもこの規範を順守することを求めているこ

とである。どの範囲の企業にまで順守を求めるか明確にしている。しかし、使用者側が組合との合意で実施することに躊躇しているのは、企業の足かせとなる規範を組合との話し合いで決めることに反発しているためである。つまり、行動規範が順守されているかどうかの監視に組合が介入することに異論があるためである。

それでは企業自体の努力によって企業行動規範が作成されているのであろうか。企業の不正行為に対する消費者の反発への企業側の対応として行動規範が作成されている¹⁰。しかし、児童労働にまで及んでいる事例は少ないのではないかと思われる。児童労働は海外での問題であって、今は日本国内に向けて発信する行動規範が多いからである。しかし、国際使用者連盟のガイドブックが述べているように、日本の企業が児童労働によって作られた製品を利用してする場合やアジア発展途上国に進出して児童労働と接する機会はありうることを考慮すれば、児童労働禁止を企業行動規範に定める必要性がある。

四 最後に

企業だけでなく労働組合、ILOやユニセフのような国際機関、NGO等が児童労働を撲滅するために努力し

ているが、残念ながら児童労働はなかなかなくなりません。基本的には親が収入を得て児童を働かさなくても食べていける状態を実現することである。継続的に児童労働をなくすための運動は不可欠であるが、それだけでなく親が雇用の場を確保できるための政策とセットでないと児童労働はなくなりません。そのためには総合的な経済社会政策を実施することが重要である。企業も社会的責任の主体としてその政策の実現に協力することが重要である。本稿ではその具体的な総合政策にまではふれることができなかった。

注

(1) New Straits Times, December 15, 1994.

(2) リーボックは一九九二年「人権に基づく生産基準」という企業行動規範を作成している。この内容については <http://www.dol.gov/ilab/public/media/reports/clip/sweat4/soccer.htm> を参照。

(3) アジア太平洋資料センター編『NIKE: Just Don't do it — 見えない帝国』アジア太平洋資料センター、一九九八年七月。

(4) この事例については「ストップ子ども買春」の会編『アジアの蝕まれる子ども』明石書店、一九九六年九月、二

〇〜三四頁。

(5) これについての詳細は拙稿「アジアにおける児童労働と国際労働基準」「アジアにおける公正労働基準に関する研究」日本労働研究機構、二〇〇〇年三月。

(6) International Organization of Employers ed., Employers' Handbook on Child Labour-A Guide for Taking Action, 1998.

(7) 拙稿「パキスタン・インドにおけるサッカーボールの生産と児童労働」国際協力論集一〇巻二号、二〇〇二年一月。

(8) 拙稿「労働・雇用についての企業行動規範の世界標準化」関西国際産業関係研究所編・国際産研二二号、二〇〇二年六月。

(9) 全日本金属産業労働組合協議会 (IMF-JC) 編『海外事業展開に際しての労働・雇用に関する企業行動規範資料集〈第3版〉』二〇〇一年五月。

(10) 東京商工会議所が二〇〇二年一月二二日行動規範を公表しているが、児童労働にまで具体的な規定を設けていない。法令順守の中に入るのであろう。

<http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/teigen.html>を参照。

明日を拓く 50

特集 地域の歴史と文化

地域における歴史・文化・生活史の掘り起し

石田 貞

《座談会》板倉白山神社の『白山大権現』文書と

南部屋製の太鼓をめぐって

三ツ俣唯一郎／三俣多吉／三俣 正／三俣 陽／山田仲治

山田定夫／山根力男／三俣 孝／近藤祐治／斉藤 孝

松島一心／藤沢靖介／橋本 要

司会・石田 貞

福田村事件への取り組み

鎌田行平

狭山事件・石川一雄さんの識字力・

「を」と「お」の使用について 大沢敏郎

頒価1000円＋税

発行：東日本部落解放研究所 発売：(有)解放書店

東京都台東区今戸2-8-5 ☎03・5603・1861